（大学設置基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第五十四条　大学設置基準等の一部を改正する省令（平成十九年文部科学省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第六十八条の二」を「第百四十六条」に改める。

（学校保健法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五十五条　学校保健法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年文部科学省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四号様式中「血糖検査（mg／dl）」に、「事後備考」を「事後措置」に改め、同様式注1ロ中「次の算出」を「次の算式」に改める。

（学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五十六条　学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年文部科学省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「第五章第二節中第七十条の八の次に次の一条を加える。」を「第百六十三条を次のように改める。」に、「第七十条の九」を「第百六十三条」に改め、「第七十二条第一項中「及び第四十四条」を削り、同条第二項を削る。」を削る。

附　則

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第百二十条、第百二十二条、第百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第百二十五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日から施行する。

第二条第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

附則第二項中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に、「第八十三条」を「第百三十四条第一項」に改める。

（保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正）

第二条　保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に、「第八十三条」を「第百三十四条第一項」に改める。

第四条第一項中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

第五条第一号中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

第六条中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

第十八条中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に、「第八十三条」を「第百三十四条第一項」に改める。

第十九条中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に、「第八十三条」を「第百三十四条第一項」に改める。

第二十条中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に、「第八十三条」を「第百三十四条第一項」に改める。

（あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部改正）

第三条　あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に、「第八十三条」を「第百三十四条第一項」に改める。

第二条第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

第五条第一号中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

（診療放射線技師学校養成所指定規則の一部改正）

第四条　診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に、「第八十三条」を「第百三十四条第一項」に改める。

第二条第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

（歯科技工士学校養成所指定規則の一部改正）

第五条　歯科技工士学校養成所指定規則（昭和三十一年厚生省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に、「第八十三条」を「第百三十四条第一項」に改める。

第二条第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

（理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部改正）

第六条　理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に、「第八十三条」を「第百三十四条第一項」に改める。

第二条第一項第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

（臨床検査技師学校養成所指定規則の一部改正）

第七条　臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和四十五年文部省・厚生省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に、「第八十三条」を「第百三十四条第一項」に改める。

第二条第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

（柔道整復師学校養成施設指定規則の一部改正）

第九条　柔道整復師学校養成施設指定規則（昭和四十七年文部省・厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に、「第八十三条」を「第百三十四条第一項」に改める。

第二条第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

○文部科学省・厚生労働省令第二号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、歯科衛生士学校養成所指定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十二月二十五日

文部科学大臣　渡海紀三朗
厚生労働大臣　舛添　要一

歯科衛生士学校養成所指定規則等の一部を改正する省令

（歯科衛生士学校養成所指定規則の一部改正）

第一条　歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和二十五年文部省・厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第九十八条」を「附則第三条」に、「第八十二条の二」を「第百二十四条」に、「第八十三条」を「第百三十四条第一項」に改める。